

定例会情報

令和6年 第4回定例会(11月26日～12月12日)

本定例会は、令和6年度補正予算のほか、指定管理者の指定などを審議するため、11月26日から12月12日までの17日間の会期で開催しました。なお、上程された条例改正や補正予算などの承認1件、報告1件、発議1件、議案27件については、すべて原案のとおり承認、可決としました。

本会議審議、委員会審査での質疑応答の主なものは次のとおりです。

● 福祉に関すること

- 議案第87号 飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

飛騨市古川町デイサービスセンターの古川町高野地内への移転に伴い、民設民営による事業となるため公の施設の対象から外すこと。また、飛騨市宮川町デイサービスセンターを、今後もサービスを持続していくために飛騨市河合町デイサービスセンターと統合し、「飛騨市宮川・河合デイサービスセンター」と名称を改め、引き続き公の施設として運営するための改正

- 議案第88号 飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について

飛騨市古川町デイサービスセンターの移転に伴い、飛騨市デイサービスセンター条例の改正と合わせて古川町総合保健福祉センターの施設から外すもの

- 議案第89号 飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について

飛騨市デイサービスセンター条例の改正に伴い飛騨市河合町福祉センター内にある飛騨市河合町デイサービスセンターが「飛騨市宮川・河合デイサービスセンター」と名称を改めることによる改正

Q 河合町デイサービスセンター統合後の宮川町デイサービスセンターの施設は、通いの場など地域のニーズにより活用されるとの説明だが具体的には

A 現在具体的な検討はしていないが、サロンや診療所の待合・休憩など今後相談していく

- 議案第90号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

令和2年度から「乳幼児等」と定義する助成対象者を高校生年代まで拡充したことにより、定義の文言との違和感が生じていることから、市民にとってより分かりやすい「こども」という定義に改めるもの

Q 「こども」の対象範囲に定めはあるのか

A 子供基本法を基に発達過程にある年齢ととらえている

● 土地改良事業に関すること

- 議案第93号 字区域の変更について(古川町是重地区)

県営土地改良事業に伴う字区域の変更を行うもの

● 地籍調査事業に関すること

- 議案第94号 字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ－1地区)

- 議案第95号 字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ－2地区)

地籍調査による字区域の変更を行うもの

● 市有施設の指定管理に関すること

- 議案第86号 指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)

指定管理者 社会福祉法人 吉城福祉会

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Q 収支計画は満床で計画してあるが問題はないのか

A 法人経営への支援の中で法人全体の収支改善計画を経営コンサルタントに依頼している

● 議案第91号 指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)

指定管理者 特定非営利活動法人 神岡・町づくりネットワーク

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Q 内容審査項目の中に今後の延伸についての記述があるが、市の考えは

A 具体の提案があったわけではないため、今後、詳細な提案あれば検討することとなる

● 議案第92号 指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)

指定管理者 地場産市場ひだ合同会社

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Q 店長の人件費は今まで市で負担していたが、今後管理者が負担することになる。収支見込みはどうか

A 店長の人件費を含めて収支計画がされており、黒字経営できると判断している

● 議案第96号 指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)

指定管理者 一般社団法人飛騨市観光協会

指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

Q 他の自治体は500円以下の入場料が増えているが、700円の入館料の見直しはされているのか

A 今後、収支状況を考慮し、管理者と協議しながら対応していきたい

● 議案第97号 指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すば一ふる)

指定管理者 株式会社飛騨ゆい

指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

Q 新規指定ではない施設の指定期間は5年と思われるがなぜ3年なのか

A 隣接するホテル季古里と温泉の源泉を共有しておりホテル季古里と指定期間を合わせ、費用の按分等しやすくなるようにしたため

● 職員の給与等に関すること

● 議案第102号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

● 議案第103号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

● 議案第104号 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく職員、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定等に伴う改正

Q 約2億円の増加となるが財源はあるのか

A 今年度分については交付税で追加交付される見込み。来年度については今後の地方財政計画を見て検討することとなる

● 議案第105号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

● 議案第106号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

● 議案第107号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に伴う国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数の引き上げに合わせて、常勤の特別職、教育長、市議会議員の支給月数を改正するもの

定例会の概要

Q 議員は給与ではなく報酬であるが議員の期末手当も人事院勧告に従うこととなるのか

A 期末手当については連動するものと考えている

● 予算に関すること

令和6年度 補正予算

- 議案第98号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
5億9,929万8千円を増額、補正後の予算額は219億255万3千円
- 議案第99号 令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
事業勘定の87万8千円を増額、補正後の予算額は26億2,411万5千円
- 議案第100号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
保険勘定の262万8千円を増額、補正後の予算額は35億3,477万5千円
- 議案第101号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
市民病院事業収益の200万円を増額、補正後の予算額は15億3,831万4千円、市民病院事業費用の200万円を増額、補正後の予算額は18億6,560万円
- 議案第108号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
1億5,400万円を増額、補正後の予算額は220億5,655万3千円
- 議案第109号 令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
事業勘定の149万2千円を増額、補正後の予算額は26億2,560万7千円、直営診療施設勘定の626万1千円を増額、補正後の予算額は2億122万9千円
- 議案第110号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
保険勘定の584万7千円を増額、補正後の予算額は35億4,062万2千円、事業勘定の68万5千円を増額、補正後の予算額は1,892万5千円
- 議案第111号 令和6年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
水道事業収益の33万円を増額、補正後の予算額は5億6,501万3千円、水道事業費用の279万円を増額、補正後の予算額は5億4,568万6千円
- 議案第112号 令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第1号)
下水道事業収益の182万2千円を増額、補正後の予算額は14億3,708万円、下水道事業費用の182万2千円を増額、補正後の予算額は14億3,503万5千円

総 務 部

Q 超過勤務等、職員の働き方改革は進んでいるのか

A 8のつく日をノー残業デーとし、ノーマイカーデーの日にも合わせて残業はしないようにしている。
また、パソコンは原則21時でシャットダウンするようにし進めている

企 画 部

Q 住むとこネットでいい物件があった場合、仲介には一般的な不動産屋を通じて賃貸仲介が行われるのか

A 基本的な流れとしては、市内に空き家物件を所有されている方が補助金でリフォームを行い住むとこネットに登録をいただき賃貸物件として利用者にお貸しする流れになっている

神岡振興事務所

Q レールマウンテンやロストラインパークの改修工事等は、当初はふるさと納税が原資となっていたが鉄道資産整備基金に変更になったのか

- A** 基金の処分目的で明確に分かれている。レールマウンテン事業に充当する経費はふるさと納税、鉄道資産整備基金は鉄道資産の整理及び維持管理に充てるようになっている

市民福祉部

- Q** 国保に加入している子供さんの数は多くないと思うが国保の療養給付費が極端に伸びて予算内では危ういといったことはないか
- A** 療養給付費の伸びは現状の予算内であると見込んでいる

農 林 部

- Q** 農業次世代人材投資資金の減額理由は
- A** 新規就農者の早期の経営安定を図ることを目的に年間最大150万円が支給される国の事業で、前年の世帯所得が600万円を超えると原則支給されなくなる条件があり、今回2件の農家が順調な経営により600万円を超える所得となったことから、不支給となった額を減額する

商工観光部

- Q** 企業立地拡大促進事業補助金に新規申請のあった1件は市内の事業者か
- A** 市内の事業者である

教育委員会事務局

- Q** タブレット端末の修理費はすべて市の負担か
- A** 重大な過失があった場合は保護者に負担して頂く同意を得ているが、これまで発生した中には重大な過失は見られず、市が負担している

病院事務局

- Q** 修繕料500万円を減額するが、残りの修繕に充てられる金額は
- A** 900万円が修繕料として残るため病院のトイレの洋式化2カ所を進めているが、足りる見込みである

● 専決処分の承認に関すること

- 承認第7号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算(専決第3号)
【専決第9号】令和6年10月27日衆議院議員選挙に伴う補正

● 報告に関すること

- 報告第6号 損害賠償の額の決定について
【専決第10号】公用車車両(指定管理者貸与車両)による自動車損害事故における損害賠償額の決定

● 議会提出議案

- 発議第3号 飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
刑法等の一部改正に伴う改正